一五三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一二　三

一五四　〃　一三　三

一五五　除籍が滅失した件　一三　三

一五六　原戸籍の一部が滅失した件　一三　三

一五七　除籍の一部が滅失した件　一三　三

一五八　〃　一六　三

一五九　除籍が滅失した件　一六　三

一六〇　原戸籍の一部が滅失した件　一六　三

一六一　日本国に帰化を許可する件　一六　三

一六二　〃　一七　二

一六三　除籍の一部が滅失した件　一九　二

一六四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　二

一六五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一九　二

一七〇　〃　二〇　四

一七一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　四

一七二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二〇　四

一七三　登記回復に関する件　二〇　四

一七四　除籍の一部が滅失した件　二三　二

一七五　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二三　二

一七六　日本国に帰化を許可する件　二三　二

一七七　個人情報の保護に関する法律についての法務省所管事業分野におけるガイドラインの全部を改正する件　二四　六

一七八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二五　三

一七九　〃　二五　三

一八〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二五　三

一八一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二六　二

一八二　日本国に帰化を許可する件　二六　二

一八三　除籍が滅失した件　二七　三

一八四　除籍の一部が滅失した件　二七　三

一八五　商業登記規則第三十六条第四項第二号ハの規定による電子証明書の指定に関する件の一部を改正する件　二七　三

一八六　除籍の一部が滅失した件　三〇　五

一八七　除籍が滅失した件　三一　二

一八八　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　三一　二

一八九　〇外務省　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のキプロス共和国及びインドネシア共和国による批准に関する件　三　二

一九〇　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の特許協力同盟の決定に関する通告の撤回に関する件　三　二

一九一　インドネシア共和国の国民に対する査証免除措置に関する日本国政府のインドネシア共和国政府への口上書の発出に関する件　三　二

一九二　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件　五　三